

民有林治山事業関連の重大災害（令和2年度）

No. 1

1 従 事 作 業	バックホウ進入路の設置作業（移動中）
2 災 害 発 生 日 時	令和2年5月14日（木）16時頃
3 災 害 の 概 要	<p>治山工事において、バックホウ運転手（被災者）と作業員の2名で、索道荷取場の設置及び荷取場下方の作業現場へのバックホウ進入路の設置作業を行っていた。</p> <p>バックホウの進入ルートは索道荷取場を等高線方向に下る予定であったが、索道荷取場の盛土斜面を谷方向にバックホウで下ろうとしたところ、バックホウが斜面を滑り転倒した。この時、運転手はキャビンから外へ出て、バックホウの下敷きとなった。</p>
4 被 災 者	男性 41歳
5 発 生 原 因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の作業計画にないルートで、バックホウメーカーが推奨する勾配の範囲を超えた傾斜地を下った。 ・ 使用されていたバックホウはシートベルトが装備されていたが、事故発生時には、運転手はシートベルトを着用しておらず、キャビンのドアも開いており、結果、運転手がキャビンから外に出されることとなり下敷きとなった。
6 再 発 防 止 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業計画の策定に当たっては、運行経路の地形、地質、運転手の経験年数、技能の習熟度及び使用する車両系建設機械の能力等に応じた運行方法並びに運転手を適確に定め、作業計画に従って作業を遂行する。 ・ 現場の状況等により、作業計画を変更する場合であっても、事前協議を徹底し、作業計画を変更することによるリスクの変化等の確認を行うとともに、作業計画変更後に発生するリスクについては、必要なリスク低減対策を実施する等の対応を行う。 ・ バックホウ運転手は、シートベルトの着用やキャビンの扉の閉止を徹底する。キャビンの扉を閉じることによって、周囲の作業員との合図に支障をきたす場合には、無線機の使用等必要な対策を講じる。